認可地縁団体について

~自治会法人化の手引~



令和4年 3月

一はじめに―

平成3年4月2日に地方自治法の一部が改正され、自治会、町内会等(以下「自治会」 という。)が、一定の手続の下に法人格を取得できるようになりました。

法人格を取得した自治会は、自治会館など自治会が所有する土地・建物等について、自 治会名義で登記ができます。

以下で、自治会が法人格を取得する際の申請手続などについて説明いたします。

〈1〉認可を受けるための要件について

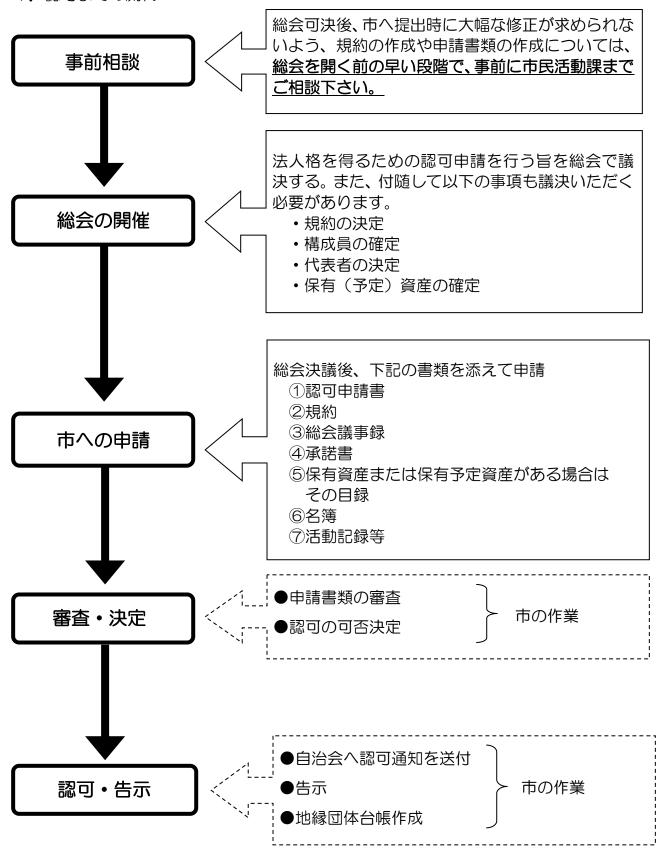
認可地縁団体制度の目的は、法人格を取得することで地域的な共同活動を円滑に行うことが 前提となります。

また、地方自治法第260条の2第2項において、認可を受ける団体の要件が明記されており、以下の要件に該当していないと、認可を受けることはできません。

- 1. 地縁による団体の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
- 2. 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- 3. 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- 4. 規約を定めていること。
 - ※規約には、次の事項が定められていなければなりません。
 - 11目的
 - ②名称
 - ③区域
 - ④主たる事務所の所在地
 - ⑤構成員の資格に関する事項
 - ⑥代表者に関する事項
 - ⑦会議に関する事項
 - 8資産に関する事項

〈2〉認可申請手続きについて

1. 認可までの流れ



2. 申請書類について

自治会が法人格を取得しようとするときは、地方自治法第260条の2で定められた「認可申請書」に必要書類を添付して、枚方市長に提出していただく必要があります。

必要書類

- 1)規約
- ②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ③構成員の名簿
- ④保有資産目録又は保有予定資産目録(※保有資産や保有予定資産がある場合)
- ⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を、現在も行っていることを記載した書類(総会に提出された事業活動報告書など)
- ⑥申請者が代表者であることを証する書類

◆市民活動課へ事前相談を行った後、総会を開いて次のことを決めてください。

- (1) 自治会の規約を「地方自治法」の規定に合うように改正する必要があります。現規約に基づき総会を開催し、規約の改正を決定してください。
- (2) 法人格を得るための認可を申請する旨の議決を行ってください。
- (3) 認可申請書類に添付する書類等に明記する事項(代表者、構成員の名簿、不動産等保有することになる資産の確定等)を決定されることが望ましいでしょう。
- (4)総会議決後、枚方市長に対し、「認可申請書」及び上記必要書類①~⑥を提出してください。提出の窓口は、市民活動課です。
- (5) 申請書が受理された後、枚方市長の認可が下りますと、その認可をもって、自治会は 権利能力を有し、法人格を得ることとなります。(このことは、市長が認可後、遅滞 なく告示します。)

〈3〉不動産の登記について

認可を受けた自治会は、権利能力を付与されることにより、法人としてそれ以前とは異なった法的な位置付けや取扱いがされることになります。その一つが、自治会名義で不動産の登記ができるということです。

- 1. 法務局に提出される登記申請書の添付書類として、地縁団体台帳の写しによる証明書(認可証明書)が必要です。認可証明書は、市長に対し交付請求を行ってください。なお、証明書の交付手数料は、1通300円です。
- 2. 法務局で不動産登記申請をしてください。手続きは、一般の不動産登記の場合と同様です。 (相当の費用が必要です。)
- ※ これまで団体が保有しながら個人又は共同名義で登記をされていた不動産の所有権移転登 記の原因は、「委任の終了」となります。

3. 登記名義人が多数にわたり、全部又は一部の登記関係者の所在が知れないことにより、登記権利者と登記義務者の共同申請など不動産登記法に則った手続きをとることが難しい場合、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、一定の手続きを経ることで認可地縁団体単独で登記の申請を行うことを可能とした特例制度が設けられています。詳しくは市民活動課へご相談下さい。

〈4〉認可後の自治会の対応について

く告示事項変更届>

認可を受けた後、告示事項に変更があった場合には、代表者が告示変更届出書により、市長に届出を行う必要があります。

市長は、届出に基づいて告示を行います。告示が行われないと、その変更について第三者に対抗することができません。

届けを要する変更事項とは

- (1)自治会の名称や主たる事務所の所在地の変更
- ②規約に定める目的の変更
- ③自治会の区域の変更
- 4)代表者の氏名及び住所
- ⑤その他(代表者に代理人を設けている場合の変更等)です。
 - ※また、法務局に対しては、保有資産の増減又は登記名義人の変更(自治会名及び所在地の変更)があったときは、変更登記を行っていただく必要があります。なお、代表者名は登記事項ではありません。

<規約変更認可申請>

認可を受けた後、規約を変更した場合は、市長の認可を受けなければ、その変更は効力を生じないため、規約変更にかかる認可申請が必要になります。

なお、細則等、規約とは別に定めているものの変更につきましては、認可申請の必要はありません。

〈5〉各種証明書の交付について

- <告示事項証明書(認可地縁団体台帳)> どなたでも交付請求することができ、1通 300 円で交付を受けることができます。
 - ※告示事項証明書には代表者(歴代の代表者を含む)の氏名・住所が記載されていますが、 地方自治法第 260 条の2第 12 項に、何人も証明書の交付を請求することができる旨が 規定されていることから、認可地縁団体の関係者(代表者等)以外の方から請求があった 際も、その目的を問わず交付することになります。

〈印鑑登録証明書〉

登録した認可地縁団体の印鑑について、1通300円で交付を受けることができます。 なお、認可申請時に代理人を選定していた場合を除き、代表者本人のみ申請できます。

〈6〉認可後の自治会に関する税について

法人格をもった自治会は、「みなし公益法人」であり、税法上は公益法人として取り扱われます。したがって、法人府・市民税均等割が課税される関係で、府税事務所長と市長に対して、認可後すみやかに法人設立等申告書を提出していただく必要があります。また、税務署長に対しては、収益事業を行わなければ、申告等の必要はありません。

〈7〉認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

個人名義で登記されている不動産について、認可地縁団体名義へ移転登記を行う際、登記義務者が不明である等、不動産登記法に則った所有権の移転登記が難しいことがあります。

その場合、地方自治法第260条の38に規定により、一定の要件を満たした不動産について、市町村長が一定の手続を経て証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことが可能となります。詳しくは、市民活動課へお問い合わせください。

<認可地縁団体申請書類等資料>

資料1 認可申請書

※ 書 式 は 、 市 民 活 動 課 に 備 え 付 け

資料2 総会議事録(抄本)

※認可を申請する旨及び申請者を代表者とする旨を決定した総会の議事録の写し

資料3 〇〇自治会規約

※ 地方自治法第260条の2各項の規定に基づき作成

資料4 構成員名簿

※区域に住所を有する個人(氏名・住所を記載)

資料 5 保有資産目録様式

※申請時に不動産等を保有している場合

資料6 保有予定資産目録様式

※ 将来に不動産等の保有を予定している場合

資料7申請者が代表者であることを証する書類

※代表者となる旨の承諾書

資料8 証明書交付請求書

※ 地縁団体台帳の写しによる証明書の請求

資料 9 規約変更認可申請書

資料10 告示事項変更届出書

年 月 日

枚方市長

認可を受けようとする地縁による団体の 名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を 保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1. 規約
- 2. 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類
- 3. 構成員の名簿
- 4. 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを 記載した書類(総会資料等)
- 6. 申請者が代表者であることを証する書類

総 会 議 事 録 (抄本)

1. 日 時							
	年	月	且	時	分開会	時	分閉会
2. 場 所							
枚方市				番	号		
3. 会員の	出欠						
出席者数	(委任	状に	よる出席	者も含む。			
欠席者数							
4. 総会に	付した	事項					
(1)			自治会	会則の制定			
(2) 地	方自治	法(I	昭和22	年法律第 6	57号) 第26	0条の2第	2項に規定する地縁に
よる	団体の	認可	申請につ	いて			
(3)			氏を会	の代表者と	こすることにつ	かいて	
(4)			氏及び		氏を議事	5録署名人に	選任することについて
5. 地縁に	よる団	体の	認可申請	にかかる糸	総会の審査内容	₹	
(1)			自治会	会則の制定	ごについては、	出席者全員	をもって可決した。
(2)地	方自治	法(日	昭和22	年法律第 6	57号) 第26	0条の2第	2項に規定する地縁による
団体	の認可	申請	について	は、出席者	首全員が同意し	た。	
(3)			氏を会	の代表者と	とすることにつ	ついて、出席	常者全員をもって可決した。
(4)			氏及び		氏を出席	者全員の同	意により、議事録署名人に
選	任した	- - 0					
上記は、		年	月	日開催の)総会議事録の	沙本である	ことを証明する。
	年	月	日	議	長		
				議事	₮録署名人		

〇〇〇自治会規約 (案)

第 1 章 総 則

(目的)

- 第1条 本会は、会員相互の親睦を図り、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1)回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - (2)美化・清掃等区域内の環境の整備
 - (3)自治会館の維持管理

(名 称)

第2条 本会は、○○○自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、枚方市〇〇〇全域及び〇〇〇<u>△△番□□号</u>から△△番□□号までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、大阪府枚方市○○○△△番□□号に置く。

第2章 会 員

(会員)

- 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。 (会 費)
- 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

- 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものと する。
 - (1) 第 3 条 に 定 め る 区 域 内 に 住 所 を 有 し な く な っ た 場 合
 - (2)本人から○○に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長

1 人

(2) 副会長

若干名

(3) 書記

1 人

(4) 会計

1 人

(5) 監事

2 人

(役員の選任)

- 第 1 0 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。
- 2 役員の選任方法は○○に定める。
- 3 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた ときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録し、事務連絡等の庶務的事務を処理する。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1)本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2)会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

- (3)会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4)前 号 の 報 告 を す る た め 必 要 が あ る と 認 め る と き は 、総 会 の 招 集 を 請 求 す る こ と 。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、○年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する 重要な事項を議決する。

(総会の開催)

- 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき。
 - (2)総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第 1 1 条 第 5 項 第 4 号 の 規 定 に よ り 監 事 か ら 開 催 の 請 求 が あ っ た と き 。

(総会の招集)

- 第17条総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったと きは、その請求のあった日から〇日以内に、臨時総会を招集しなければ ならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日より少なくとも5日前までに、書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会する ことができない。

(総会の議決)

- 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会員の表決権)
- 第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

- 第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらか じめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理 人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、 その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2)会員の現在数及び出席者数 (書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3)開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4)議事の経過の概要及びその結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2 人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

- 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議 決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

- 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した 書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日 以内に、役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を 記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の 規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるの は「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- **第 2 9 条** 本 会 の 資 産 は 、 次 の 各 号 に 掲 げ る も の を も っ て 構 成 す る 。
 - (1)別に定める財産目録記載の資産
 - (2)会費
 - (3)活動に伴う収入
 - (4)資産から生ずる果実
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、 財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月 以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終 わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、かつ、枚方市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承 諾を得なければならない。 (残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雜 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会 長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○○年○○月○○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○○年○○月○○日までとする。

自治会構成員名簿

世帯数 世帯

構成員人数 人

自治会

)自治会構成員名簿

NO.

				110.
氏 名	信	È	所	

保有資產目録

団体の名称

年 月	日現在
-----	-----

1	不動	77
	/12単川	1/#

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地	目	面	積	所	在	地	

- 2 不動産に関する権利等
 - (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権	原	不動産の種類	所	在	地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

	資	産	\mathcal{O}	種	類	及	び	数	量		

保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

不動産	保有予定不動産の	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
の種類	取得予定時期		

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権	原	権原取得の予定時期

承 諾 書

私は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、 年 月 日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する自治会の代表者となることを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

枚方市長

請求者	住 所			
	氏 名			
	電 話	()	

証明書交付請求書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第12項の規定に基づき、次の団体に関する告示された事項の証明書の交付を請求します。

団 体 名	
主たる事務所の所在地	 枚方市

提 出 先	
使用目的	
件数	件

年 月 日

枚方市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規定に基づき、規約の変更の認可を受けたいので、 別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

枚方市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、 告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出します。

記

- 1. 変更があった事項及びその内容
- 2. 変更の年月日
- 3. 変更の理由